会　　議　　録

１．会 議 名	令和４年度第１回習志野市個人情報保護審議会
２．開催日時	令和４年８月２４日（水）午前１０時００分から午前１１時００分
３．開催場所	市庁舎　５階５－３会議室
４．出 席 者	【委　員】三幣芳夫会長、清田友洋委員（職務代理者）、 大谷寛子委員、新妻清純委員（以上４名） （欠席：佐藤憲一委員） 【事務局】遠藤良宣総務部長、佐々木博文総務部次長、 情報政策課：早川誠貴課長、上野友寿情報管理係長、 青田美穂主任主事（以上５名） 【説明員】国保年金課：今富信幸課長、南山聖調整係長、 青木瑞奈主事（以上３名） 傍聴者：０名
５．議　題	【会議次第】 開会 第１　会議の公開（非公開） 第２　会議録の作成等 第３　会議録署名委員の指名 第４　諮問 （１）令和４年度諮問第１号 「国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用及び外部提供」について 第５　審議 第６　報告 （１）令和３年度における個人情報取扱事務の報告について （２）習志野市個人情報保護条例の見直しの方向性について 第７　その他 閉会
６．配布資料	資料１：国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用について 資料１－１：第三者行為求償事務の更なる取組強化について 資料１－２：第三者行為の発生から損害賠償金送金までの流れ

	資料２：個人情報保護制度の令和３年度運用状況 資料２－１：開始・変更・廃止する届出のあった個人情報取扱事務 資料３：習志野市個人情報条例の見直しの方向性
７．担当課	総務部　情報政策課

議事録

発言者	議題・発言内容等
三幣会長	**○開　会** ただいまから「令和４年度第１回習志野市個人情報保護審議会」の会議を開会いたします。 本会議は規定によりまして委員３名以上の出席が成立要件となっておりますが、ただいまの出席委員は４名であります。よって本会議は成立いたしました。 それでは会議を進めさせていただきます。お手元に配付してあります会議次第を御覧ください。本日は会議次第に沿って進行いたしますが、日程第４より事務局から説明していただき、その後委員の皆さんから御意見をいただく形で会議を進めたいと思います。限られた時間の中で円滑に会議を進めていきたいと考えておりますので、会議の進行に御協力をよろしくお願いいたします。 それでは日程第１、会議の公開についてお諮りします。本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により原則公開となっております。ただし、内容により公開・非公開の判断が必要となった際はその都度お諮りすることといたしますが、それでよろしいでしょうか。 一同異議なし それではそのようにさせていただきます。なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はありません。傍聴者につきましては、本日は無しということです。 次に、日程第２、会議録の作成等についてお諮りします。

	会議録につきましては要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したうえで、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えますが、これに御異議ありませんか。 一同異議なし 異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定いたします。 次に、日程第３、会議録署名委員の指名についてです。会議録署名委員については、新妻委員を指名させていただきたいと思いますが異議ありませんか。よろしいでしょうか。 一同異議なし 異議なしと認めます。よって会議録署名人に新妻委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。 続いて、日程第４、市長から本審議会への諮問です。進行は事務局からお願いいたします。
早川課長	事務局の情報政策課長の早川でございます。それでは、令和４年度諮問第１号につきまして、市長から会長への諮問の手交ということでございますが、現下の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、諮問書につきましては市長が読み上げさせていただいたのちに、会長におかれましては、机上でお受け取りする形をとらせていただきたいと思います。 それでは、三幣会長並びに宮本市長、その場でご起立の上お願いいたします。 宮本市長諮問書読み上げ
早川課長	以上、諮問書の手交でございました。
三幣会長	ただいま市長より諮問された本件につきまして、責任を持って審議し、答申いたします。ここで、本日は令和４年度第１回目の個人情報保護審議

	会の開催ということで、市長から挨拶したい旨の願いがありましたので、これを許可いたします。
宮本市長	皆さんおはようございます。市長の宮本です。今日は大変お忙しい中、個人情報保護審議会にご参集いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルスのコロナ禍のなかで、変わった形での諮問書手交になりましたけれども、様々なところで皆さんそれぞれ大小様々なご苦労があるのかなと思います。 現在の習志野市の状況でありますが、報道にあるとおり感染者はいまだ減らず、今一番悩ましいのが救急搬送体制の確保であります。習志野市の救急車は人口の規模に合わせた台数ということで５台ありますけれども、５台では足りずに１台増やして、かつ救急隊も１隊増やして８月中は運用している状況であります。救急隊を１隊増やすと簡単に申し上げましたけれども、シフト等を全て調整しなければならない中で、現状は事務に携わっている消防職員のうち、救急救命士の資格を持っている職員を非常参集して対応をしております。一方で職員の方も、コロナ或いは濃厚接触者として出勤できない人がおりまして、出勤できない職員がいる状況があるにもかかわらず一方では増員をしなければいけないような状況であります。 感染予防を周知しなければいけない責任者である私ではあるのですが、非常に矛盾を抱えながら、市民の皆さんに感染予防対策を周知しなければいけないという状況であります。いくら感染に気をつけてくださいと言っても、もう皆さん協力していただいているわけですね。だけれども広がっていくと。広がると、法律に従っていわゆる隔離、自宅待機をしなければならない症状であります。一番今負担がかかっているのは救急搬送と医療機関です。医療機関も今、電話もしないで行くと受診できません。風邪症状イコールコロナ疑いですから。そのようなことでお医者さんからも非常に多くの意見をいただいている現状であります。 今日、岸田総理から何か発表があるというようなことを聞いておりますが、少し期待をしております。もうそろそろこの感染症に対する取組も少し緩めていかないと、社会活動の停滞ならまだよいのですけれども、このことによって全然違う疾病、或いはけが人に救急搬送が追いつかないで亡くなってしまうなどの間接的な被害が出てくる。これすなわち、法律を守っていることによる人災が出てきてしまうのではないかと、こんなふうにも思う状況であります。 今日は皆様方には、個人情報保護に関することで、まさに健康に関わる

	ことということで、国民健康保険事業における第三者行為という内容で諮問するわけでありますが、至極当然と思われるこの内容についてなかなか取り組んでこられなかったという事情の中で、今日審議を受けるわけでございますが、どうか皆様方のそれぞれの忌憚のない意見をお寄せいただければと思います。いつもありがとうございます。
三幣会長	それでは、市長については公務がございますのでこれで退席となります。 **○審　議** それでは、日程第５、審議事項に移らせていただきます。審議（１）「国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用」について、国保年金課から説明をお願いします。
今富課長	国保年金課長をしております今富信幸と申します。よろしくお願いいたします。 それでは今回の諮問内容につきましてご説明をいたします。国民健康保険では、交通事故や暴力行為などの第三者行為によるけがの治療を受けた場合、加害者が負担することが原則であります。しかしながら、賠償責任が決定するまで長時間を要する場合など、被保険者が医療費を負担することが困難であることから、被保険者が市へ傷病届の提出を行うことで、被保険者証の使用を認め、その後に市が負担した医療費について加害者へ求償しております。しかし、被保険者が市へ傷病届を提出せずに被保険者証を使用してしまいますと、第三者行為であるかどうかの確認ができないことから加害者に求償できず、市が負担する必要のない医療費を負担したままになってしまいます。 そこで、消防本部、消費生活センター及び地域包括支援センターから、第三者行為と思われる案件の個人情報について情報提供を受け、この情報をもとに被保険者へ傷病届を提出するよう勧奨したく、諮問するものでございます。以上でございます。
三幣会長	ありがとうございます。委員の皆様は今の内容を含め、もう一度お読みいただいて、質問内容、ご意見をおまとめいただければと思います。 私の方から質問ですけれども、これは事故等の場合が多いのですか。そ

	の他の場合というのは何かあるのでしょうか。
今富課長	交通事故や食中毒、あとは喧嘩などがあります。
三幣会長	習志野市内も非常に多いと思いますが、私も八千代市に住んでいて、外国の方が非常に多くて、車を運転したり自転車に乗ったりオートバイに乗ったりして事故を起こされた場合に、これはもうどうにもできない場合がありますよね。私の元同僚も外国の方に車をぶつけられて、保険にも入っていない、本人は比較的軽いむち打ちくらいだからよかったけれども、結局泣き寝入りみたいになってしまったということがありまして。習志野市内でもそういうことも起こりえているのですか。把握はしてないですか。
南山係長	実務を担当している係長の南山と申します。おっしゃるとおり、習志野市内でも外国人の事故は実際に起きております。 事故に限らず、保険の資格がないのに医療を受ける方ですとか、外国人でそのまま国外に出てしまったり、ということは起きています。今回の議題に上がっております第三者行為につきましても、外国人の事故も、数としてはそこまで多くはないですけれどもやはりありますので、適宜その被害に遭われた方からご相談を受けて、傷病届を出せる範囲でこちらに提出いただいて、３割負担にはなってしまいますけれども保険証の使用については認めております。
三幣会長	そのための予算は市で特別に取っているわけではないというわけですね。
南山係長	そうです。全体の国民健康保険の予算の中から出している形となります。
三幣会長	ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質疑ありますでしょうか。
清田委員	「提供を受ける関係機関」というところに消防、消費生活センター、地域包括支援センターがありますが、資料として添付されている厚生労働省の「第三者行為求償事務の更なる取組強化」というところの２ページ目の「医療関係機関との連携強化」とある一番下の部分、診療報酬明細書の特

	記事項欄に「第三」ということを記載することで協力依頼をしたということで書いてありますけれども、それから８ページのあとに「第三者行為の発生から損害賠償金送金の流れ」という図表がありますが、医療機関に支払いするときの診療報酬明細等の確認では第三者行為かどうかの把握することが難しいというのが現状ということですか。
南山係長	医療機関からのレセプト、診療報酬明細書の中に第三者行為の疑いがあると記載のあるものについては、こちらの方で従前より医療機関に確認をしております。「第三者行為」とはっきり書いてあるものもそうですし、それ以外でも症状・請求内容によって、第三者行為が疑われるものについては医療機関などに随時確認しております。
清田委員	それだけではわからないところがあるので、さらに消防や地域包括支援センターに情報の提供を求めるという趣旨ということですか。
南山係長	おっしゃる通りでございます。
清田委員	もし消防等から第三者行為であると情報提供を受けた場合、提供を受けてから実際の保険の支払状況と照合するような作業は、市の方でやるということになるのですか。
南山係長	そのとおりです。疑いのある事例をいただきましたら、医療機関から毎月請求がどんどん診療報酬明細書という形であがってきますので、そちらの方と突合しまして、疑われる場合については被保険者の方に照会をしたいと考えております。
大谷委員	この資料に目を通して、この諮問内容と添付のガイドライン、通達に目を通させていただいたのですが、結局我々は何を諮問されているのかが私はいまだにわかっていなくて。単純に不明なケースのときに消防等から情報提供を受けてもいいですか、ということなのかなと諮問事案を読んでいる限り思うのですが、それはよいと思いますけれども、ただフリーハンドで何でもやってよいということではないと思います。結果的に第三者行為ではありませんでしたということも多分あると思います。我々との関係でいえば、このガイドラインの２ページ目の「関係機関との連携体制の構築」という部分で「個人情報保護審査会」という言葉が出てきますし、

	「調整を行い」というふうに書いてありますが、「調整を行い」と言っているということは、やはりフリーハンドではなくてある程度条件付けをしてということではないかと私は思います。ですので、今日何か資料が出てきたりとか、実際にやるときはこういう書式でやります、とかそういうことがわかるのであればもう少しヒントがあったかなと思うのですけれども、目的としては良いと思うのですが、少し不安といいますか。目的は正当ですけれども、取得しようとしている情報は医療情報ということで結構センシティブじゃないですか。少なくともどういう経緯で、いつ、どこから、誰のどのような情報を得たのかという記録は取らないと、何か問題があったときに誰が責任をもって対応するのかもわからなくなりませんか、と思うところはあるので、具体的なことはこれからなのかもしれないですけれども、せめてそこがわからないと何とも言えないと私は今のところは思っています。
三幣会長	その点についていかがですか。
早川課長	まず諮問した目的について事務局の方でご説明が少し不足していた部分がありますので補足しますと、今回の諮問の題目に書きましたとおり、諮問の目的は目的外利用です。本来、個人情報を取得するときは目的を示して、目的の範囲内で活用するということが大原則になっております。消防におきましては、消防の救急事務のために使うということが大原則になっており、それが目的内利用ということになります。今回のように、それを外に情報を出して国保の第三者行為のチェックのために使うといったものについては、いわゆる目的外利用になりまして、そこは条例上、このような形で審議会に諮った上で、目的外利用についてご意見をいただくということが必要になりますので、今回情報の目的外利用をご審議いただいくということを目途として諮問いたしました。 次に実際の実務について、どのようにそれぞれの機関から情報を取得してどう管理して、どうその個人情報を処分するかという部分をご指摘いただいたと思いますので、そちらについては担当の国保年金課の方から補足説明させていただきます。
南山係長	私どもの方で今想定しておりますのが、一番わかりやすい消防からの事故の記録のところでまずお話させていただこうと思います。消防本部に確認しましたところ、消防の方ですべての救急情報についてはデータベース

	で管理をしておりますので、毎月１回程度、こちらのほうから消防に依頼をしまして、情報提供というような形で、今回諮問書の方に添付させていただきました個人情報の一覧というような形で提供いただきたいと考えております。そちらを私どもの公文書として保存しまして、保存年限は今回この第三者行為に係るものにつきましては５年を想定しておりますが、私どものところで保存した後に、他の公文書と同じように破棄していくという流れで考えております。消費生活センターと地域包括支援センターについては、おそらく頻度としては消防ほど多くないと思われますけれども、同じような形での情報の取得から廃棄までの方を想定しております。以上でございます。
三幣会長	大谷委員さん、よろしいですか。
大谷委員	はい。
三幣会長	事故等で裁判などになった場合に、なぜ知らなくていいような人がこんな情報を知っているのか、というような話になってしまうと、これはまたおかしなことになると。そのため、どういう歯止めでどこまでの情報を押さえるかというようなことは、きちんとガイドラインを持たなければいけないだろうというようなお考えだったのかなと思います。清田委員さん、どうですか。
清田委員	そうですね。今のご説明だと、消防から提供を受けるのが毎月１回で、市から消防に定期的に依頼をするということでしたが、第三者行為に該当する可能性があるかどうかという仕分けについては市のほうで対応するという形になりますか。
南山係長	国保の資格を持っているかどうかというのも含めて消防の方では把握しておりませんので、こちらで仕分ける必要があると考えております。
清田委員	消防の側からすると、第三者行為に関する情報を定期的に市に対して提供するという扱いになると思うのですけれども、結局、救急搬送された人の個人情報が全て提供されるという形になりますよね。それは消防の方では問題ないと考えていらっしゃるということですか。全部の情報が提供される形になってしまうので、このあたりは消防の方としてはどういうふう

	に考えられているのかなと。
南山係長	消防としましては、今回このような形で目的外利用が認められるのであれば、提供することについては差し支えないと事前の相談のときには話をいただいております。
清田委員	それから、逆に第三者行為で提供受ける市側としても、どういう経緯で取得した情報か、適正な手続きを経て得た情報なのかということは当然確認しなくてはいけないと思いますが、消費生活センターや地域包括支援センターには多分いろいろな相談が来ると思うので、その中から今回の第三者行為の傷病届に関連する情報を絞っていくのは結構難しいのではないかなという気がしていて。そうすると、消費生活センターとか地域包括支援センターから提供を受ける情報が必ずしも適正に取得したかどうかということが、市の方で確認することが結構難しいのではないかなというのが懸念されますけれども、このあたりはいかがですか。
南山係長	消費生活センターの場合、私どもとしましては例えば食中毒を想定しておりますので、例えば食中毒に関する事案ということで絞った形で、なるべく、客観的な形で情報提供いただけたるような体制を整えたいというふうに考えております。消費生活センターにも今回事前にお話をさせていただいたときに、食中毒について情報提供いただきたいという話をしたところ、過去５年間１件もなかったという話をいただいておりますので、委員おっしゃるとおり、あまり境が曖昧になるような形のものではなくて、こういうケースとこういうケースについて情報をいただきたいということで、はっきりと客観的に判別ができるような形で情報提供の方いただきたいと考えております。
三幣会長	つまり、被害者の方が負担して、加害者の方が何もしないまま求償手続もできなくて、市が本来負担する必要のない医療費を負担したままではいけない。できる限り本来医療費を負担すべき加害者がきちんと負担してくれるような取組に期待ということですよね。少しやはり難しいかなと思うところもあります。新妻委員さんのほうから何かありますでしょうか。
新妻委員	今までもこういう事案はあったわけで、不都合があるからこういう諮問をしたのだと思うのですけれども、今まではどうやってうまく対処してい

	たのかというのをまず整理して、そこに問題があるからこういうことをするんだ、ということがまず目的としてあったほうがわかりやすいのかなと。今までこの問題はニュースでもそれほど出ていたわけではないので、今まではどうしていたのかと市民の皆さんは思うと思います。そこの違いを明確にしていただきたいというのと、あとやはり情報を取り出すとなると、どこまでの方がその情報に触れられて、その情報をどのような形で管理するかというのも明確にする必要があるかと思います。以前カメラをつけてどこまでその情報を取っておいて、どこで消すかというのを議論したことがあったと思うのですが、あのときもやはり、どこまでの方が見られて、どこまでそれを保管して、どういう情報までを扱うかということをきちんと明確にしていたと思います。やはりそういうことはここでも必要かなと思います。
清田委員	それから消防の関係ですけれども、結局、救急搬送をした場合に全部情報を提供するとなってしまうと、明らかに第三者行為でないものについての情報も提供されてしまうわけじゃないですか。消防の方で疑われる事案ということでチェック欄を設けるなどして、区別はできないのかなと。お医者さんも多分、第三者行為かはっきりしないけれどもそう疑われたら特記事項で書くみたいな形になっていると思いますが、そのあたりは消防の方はどのように考えているのですか。
南山係長	消防の方では搬送の種別ごとに記録をとっているようなので、このなかで「交通事故」というものに引っかかるものだけについて提供いただこうと思っております。その他一番多いと思われる一般の病気等については提供いただかずに、あくまでも交通事故に関するものについて提供いただくことで考えております。補足いたしますと、参考までに、令和３年度の交通事故による救急出動件数が全体で４７０件と聞いておりますので、これらについて提供いただこうと考えております。
早川課長	事務局、情報政策課長の立場から先ほどの新妻委員のご質問にお答えさせていただきます。 昨年ご審議いただいた消防の GOPRO という災害現場とかに入っていくカメラについては、全く新しい仕組みでしたので、消防としては要綱を作って、それを今回のような審議会に諮ったうえで、手続きを含めてご審議を図ったところでございます。今回情報提供いただくものについては、先ほ

	ど国保年金課の方からご説明した既存のルールというものがあります。文書の保存、データの管理というのはそれぞれ所属長、課長がやっておりまして、課長間でこの情報をもらいます、ということをルールで決めて、それをルールに則って管理をして処分までするという既存の仕組みがありますので、あえて今回の場合においては改めて特別にルールを定める必要はないだろうと我々情報政策課としても考えております。ということで昨年の審議の内容とそういった違いがございます。
南山係長	先ほどの新妻委員の、今までどうしていたのかというお話ですけれども、今までも被保険者の方々からこういう事故に遭ってしまったけど、という相談を受けた場合、第三者行為にあたる場合はこのような届出を出してくださいというようなお話をさせていただいております。その他に、各種申請で窓口の方にいらっしゃるときに、やはり疑われる事案があったときにはその都度確認をしております。そのような形で、今までも事案があればできる限り拾ってはおりましたけれども、今回別の手法で、追加で、今までこぼれてしまったものについて拾えるものはないかということで、あくまで追加をしている形になります。今までも決して拾えていなかったものではなく、追加の取組として今回このような形のものを考えているところでございます。
大谷委員	従前からもやっているというのは、通達でいうところの「従来からの取組の拡充」の②なのかなというところですけれども、この②からさらに一歩進んでということになるのかなと思うのですが、消防の事故関係はそうかもしれないですけれども、消費生活センター、地域包括支援センターに関しては、従来通りの枠組みに入るのかどうか疑問に思いますし、この「連携体制の構築」という部分で、情報共有の取り決めという事例が見られると記載がありますので、やはり取り決めということできちんとルール化しているところがあるのではないかという気は若干しています。可能であれば他市なり他県なりの取り決めはどのようにやっているのか、調査くらいはしてもよいかもしれないと。先行事例があるということはここまで明確に書かれているのだから、それに乗っからない手はないというか。新しいことを始めるのにヒントは一つでも多くあったほうがよいと思いますので。少なくとも何かしらきちんとルール化しているところはあるのではないかと思います。従前どおりだとしても、今までとおりの事業も新しいルールに則って統一してやれば確実だし、もしかしたらこちらとしても楽

	になるかもしれないわけですし損はないと思うので。それくらいは調査してもよいかなという気はします。
今富課長	確かにそうですね。今千葉県下でも、全体で５４市町村ありますけれども、その中で実際に関係機関、消防や消費生活センター、これらの機関からいわゆる目的外使用という形の中で情報提供を受けている団体は５４市町村中２５ありますので、確かに委員のおっしゃる通り、何らかの基準といいますか、それについては具体的にはリサーチはしてないことは確かでございます。 ただ、やはり個人情報というのは重要な情報でありますので、消防や消費生活センター、地域包括支援センターから何が何でもあらゆる情報を集めるというわけではなくて、やはり最大限限定的に、厳格に、どういった情報を収集しなければならないか、例えば消防だと交通事故に限るとか、消費生活センターだと食中毒に限るとか、情報についても限定的に捉えるといったような形で、我々国保年金課としては考えてはいるところでございます。
三幣会長	今出た県内他市のお話で、少なくとも近隣市、船橋、八千代、千葉、市川、環境の似ているような地域でどういうような対応をしているのかということがある程度共通化しているのであれば、それを参考にしていけば、いろいろ問題になることも非常に少ないし、対応もスムーズになるのではないかなと思いますので、この点については、調べるだけじゃなくて、ご相談されてもいいのではないかなという気はします。近隣市も、どうしようかと迷っている部分もあると思います。それぞれ協調していって調べていただいて、対応を考えていくという形になれればいいのかなと。その他いかがでしょうか。
清田委員	もう１点だけ、情報提供を受けて、それから被保険者に対して第三者行為の届けを出してくださいと促すという形になりますよね。それでそのときに、やはりご本人からすると、何でわかったのだろうという話に当然なると思います。ですので、どこから出されたのかという話になって、たとえば消費者生活センターに何でこんな情報を出したんだ、という苦情が行ったり、その情報提供を受けた市の方でも責任を問われたりという可能性も出てくると思うので、そのあたりの問題について多分他の市町村でも取り決めやガイドラインを作られていると思うので、あくまでも求償に必要

	な範囲でやっているということはわかるような形にしていただければと思います。
三幣会長	委員の皆さん、今回の趣旨として、いわゆる無駄な歳出を減らすために求償事務としてそれをやることは非常によいと。ただ、そのために情報を全て集めてしまった場合、今清田委員さんがお話されたように、どこで知ったんだ、というようなことで新たな問題が出てきて、新たな訴訟とか損害賠償みたいな話になってくると、これはやはりちょっと困ったことになってくるわけです。そうならないようにするために、どこまでの情報をもらうか、どの程度の期間情報を保管して、終わったらそれを全て廃棄するというようなことのマニュアルみたいなものとか、そういったものも含めて、他市と連携、参考にしつつ作成していただければよいのではないかなと思います。委員の皆さん、そのような方向で考えるということでよろしいですか。 一同了承 ありがとうございました。 それでは、お諮りします。本件諮問の答申につきましては、本日の議論の内容を私の方で整理をしまして、答申案としてまとめていきたいと思います。後日皆様あてに事務局より内容の確認をさせていただき、内容を調整の上、細かな文言や表現については会長一任とさせていただければと思います。よろしいでしょうか。 一同了承 ありがとうございます。それでは、国保年金課の皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。
	○報　告
三幣会長	それでは続きまして、日程第６、報告事項として、（１）「令和３年度における個人情報取扱事務の報告」について、事務局から説明をお願いいたします。
上野係長	私の方から個人情報事務の取扱についてご報告をさせていただきます。

	資料は報告の（１）になります。 　平成１１年度の制度のスタートから令和３年度までの各実施機関から届出のありました個人情報事務取扱事務について、総件数は１０４７件でございます。令和３年度に届出のありました新規の件数については３８件、廃止の件数は１２件でございます。また変更については７０件でございます。昨年度と比較いたしますと、令和２年度も審議会の中でご案内させていただきましたが、新規が４２件、変更が７１件、廃止が１９件と、昨年と数としてはそれほど変わりがございませんでした。 　それから裏面になりますが、開示請求の結果についてでございます。全部開示が１９件、部分開示が１１件、非公開になるものが５件、全部合わせて３５件でございました。主な内容としては以上となります。このほかに、口頭による開示の請求としまして、市立習志野高等学校の入学選抜試験について１７２件、それから職員採用試験については２０件ございました。内容については以上でございます。
三幣会長	ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がありました項目について、ご意見、ご質問がありましたらお伺いいたします。よろしいでしょうか。 一同意見無し 　続きまして、（２）「習志野市個人情報保護条例の見直しの方向性」について、事務局から説明をお願いいたします。
早川課長	情報政策課長の早川でございます。右上に資料３と書いてありますポンチ絵の資料をご覧いただきたいと思います。今回の個人情報保護条例の見直しの方向性について説明させていただきます。 　こちらにつきまして、上段と下段に分かれておりますけれども、上段につきましては、ちょうど１年前に審議会を開催した際にこのような見通しだということで報告させていただいた内容の振り返りでございます。見直しの背景でございますが、左上にありますとおり、これまで国の行政機関あるいは独立行政法人、民間事業者、地方公共団体、個人情報保護事務に関してはそれぞれの法令が制定されており、地方公共団体におきましては条例でございますけれども、それぞれのルールに則ってやってきたところ、新しく個人情報保護法に一本化されていくということでございます。 　右上のコメント欄を読ませていただきますと、地方公共団体の個人情報

	保護制度につきましてはこれまで各団体の各々の条例に基づいて運用されてきたところでございます。地方公共団体は１８００くらいあります。それに国の法律等いろいろ含めると、いわゆる２０００個問題、個人情報保護に関しては２０００個ルールがあると言われてきたというところでございます。本市においても平成１１年に今の条例を施行しており、２０年強の歴史を重ねているというところでございます。 　しかしながら国において、この２０００個問題というのを解消しようということで、新しく個人情報保護法に一本化され、それに伴って地方公共団体におきましても新しい法律に則って、全国的な共通ルールを適用し運用されるということになりました。ですので、先ほどご審議いただいた目的外利用ということについても、今後は国のルールに則ってやっていくということになります。 　３．のところですけれども、基本的にこの新しい法律に則って本市の個人情報事務は遂行いたしますが、これまで条例でいろいろと規定してきた地方公共団体の歴史がありますので、そういったことを踏まえまして、地方公共団体においては特に必要とされる部分について条例で定めることが可能となっております。資料の中央の図にありますとおり、ほとんど法律に基づいて事務を行うことになるのですが、特に必要となる部分を条例で補足して今後は運用していくことになります。 　続いて左下のところでございます。新しい法律については、令和３年５月１２日に国会が可決いたしまして、１９日に公布されました。そのときには、施行日は公布の日から起算して２年を超えない範囲内ということになっておりました。その２年を超えない範囲内の中でも、矢印の右側にありますけれども、国の機関、独立行政法人、民間事業者はこの４月から新しい法律が適用されて、ルールが一本化されております。地方公共団体におきましては、条例の見直し等の手続きを鑑みまして来年の４月１日施行とその後決められました。それに伴って習志野市でも、条例の見直しのスケジュールについては令和４年の１２月議会で条例の上程をして、１月から３月の間で準備をいたしまして、４月１日から施行しようということで考えております。 　新しいこの補足する条例の考え方でございますけれども、基本的に現在の個人情報保護条例で定める手続きを継続してまいりたいと考えております。具体的にどのようなことをこの条例で規定しなければならないのかというところが右下にありますが、主なものの一つ目として開示請求手数料があります。今現在、習志野市の場合は手数料無料です。コピーを渡しま

	すので、実費で１０円などコピー代だけ取っているものをどうしていくのか。法律では手数料が取れるということで規定しておりますので、取るのか取らないかというところの規定が必要になってくるということです。 　それから開示決定の期限についてもご説明しますと、今は習志野市の条例では、請求があってから１４日以内に自己情報開示についての決定をしなければならないというルールが定められております。一方で、法律では３０日と定められております。法律どおりとすると現在より延びてしまいますので、市民にとって不利益になるところもあります。ですので、そういったものをどうしていくのかというところを規定する内容、いわゆる法律を補足するような内容を条例で定めていくということになると考えております。 　この審議会につきましても、本日目的外利用ということで審議会に諮ったうえで我々としては事務を進めていたところですが、今後は本審議会においても本日ご議論いただいたような内容についての役割がなくなることになります。それをどこがやるかというと、個人情報保護委員会という国の機関がございますので、そちらが全国一括で管理をするということになります。この審議会はどうなるかというところですが、今これは検討中というところです。国の言い方としては、地方公共団体が地域課題に対処するため、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護策を行うというニュアンスですが、なかなか読みきれないところがありまして、我々としてもこの審議会を次年度以降、新しく法律が施行された後も継続するかということについて慎重に検討しております。他市の動向あるいは国からの情報の幅が今後もう少し広がってくると思いますので、そういったことを踏まえて本審議会のあり方についても決めていきたいと思っております。その際には、委員の皆様には情報提供という形で事前にお伝えさせていただきたいと思います。本日については報告させていただいたうえで、ご意見を賜ればと思います。以上でございます。
三幣会長	ありがとうございました。それでは、ただいま報告ありましたことについて、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。よろしいですか。 一同意見無し 　それでは、最後に日程第７、その他といたしまして、事務局から連絡がありましたらお願いいたします。

早川課長	ご審議する内容があったらまた開催をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
三幣会長	それでは最後に、遠藤総務部長よりご挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。よろしくお願いします。
遠藤部長	皆様こんにちは。総務部長の遠藤良宣でございます。会長のお許しをいただき一言ご挨拶を申し上げたいと思います。 私この４月１日に総務部に着任いたしまして、何分、この個人情報については、この審議会に諮問をかけた立場としては臨んだことはございますが、このように事務局の一員として臨むのは初めてでございます。そして今回は諮問の中で、第三者行為について慎重にご審議いただきました。 この中で私が非常に思ったのは、大事な市民の個人の情報をいかに扱うのかということについては、やはり限定的かつ具体的に、規律や基準をしっかりと設けて対応していくべきではないのかというご意見をいただいたことが耳に残ってございます。 今日のご意見については、直接事務をつかさどっていく国保年金課においても私と同様の感じ方、捉え方をしたのではないかと思いますので、このたびいただいたご意見をもとに、そして今後当会からいただく答申をもとに、適切に運営をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 先ほど課長からありましたが、この１２月市議会定例会において新たな条例の案を議会においてご審議いただく予定ですが、運用開始施行は明年４月１日でございますので、それまでの間、皆様にご審議いただく件があろうかと思いますので、その際は何卒またよろしくお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。
三幣会長	ありがとうございます。それでは、本日の日程は以上となります。これをもちまして、令和４年度第１回習志野市個人情報保護審議会の会議を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。